

平成22年8月9日から 訓練・生活支援給付の出席日数の取扱いが変わります

変更内容は以下のとおりです。

訓練終了日が属する算定基礎月の出席要件

訓練終了日が属する算定基礎月の出席要件(給付金を支給するための要件)については、

訓練終了日が属する算定基礎月の前の1ヶ月間
訓練終了日が属する算定基礎月の最初の訓練日数10日間
の両方の期間において、それぞれ出席率が8割以上あること

としていましたが、平成22年8月9日から以下のとおり出席要件が緩和されます。

(変更後の出席要件)

訓練終了日が属する算定基礎月の前の1ヶ月間
の期間に、訓練終了日が属する算定基礎月の最初の訓練日数10日間を
通算した期間
の両方の期間において、それぞれ出席率が8割以上あること

やむを得ない理由により訓練を欠席した場合の措置

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき裁判へ参加する場合等法令の定めがある事由による場合を除き、個人的な事情により訓練に出席できなかった場合には欠席扱いとしてきたところですが、平成22年8月9日から以下の事由については、一定の条件のもと、訓練に出席できないことにやむを得ない理由があるものとして認め、出席扱いとします。

支給対象者本人の疾病又は負傷による場合

医師等の証明書が提出された場合で、傷病期間が継続して7日以内(土、日、祝日等訓練が実施されない日を含む)の場合に限ります。

企業の面接や採用試験を受ける場合

面接等を受けた企業の証明書が提出された場合に限ります。

天災等による場合

上記の措置の実施に伴い、訓練の出席については、原則として1日の訓練時間の全てに出席した場合に限られます。

(平成22年8月9日以降に開始された訓練より適用します。)